

ニュースレポート

令和3年12月15日

報道機関各位

子育て支援課子育て支援係

タイトル 子育て世帯臨時特別給付金の申請受付について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	子育て世帯臨時特別給付金の申請が必要な方について
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 子育て世帯臨時特別給付金は、児童手当等の受給を受けている方（特例給付受給者を除く）については、原則、申請手続き不要で、12月28日に支給予定です。 なお、下記の方については、申請手続きが必要となります。 記 ① 高校生のみを養育している方 ② 新生児を養育する方 他 申請方法等、詳細については別紙のとおりです。 市民の方にご注意いただきたく、周知方お願いいたします。	
問い合わせ先	部課係名：健康福祉部子育て支援課 担当者名：名田 電 話：0791-43-6808 内線（2150） F A X：0791-45-3396

○添付資料 (有)・無) ○ホームページへの掲載 (有)・無) ○議会報告 (有)・無)

子育て世帯臨時特別給付金の申請受付について

国の制度により、赤穂市においても子育て世帯臨時特別給付金の支給を行います。

下記に該当する方については、申請が必要となりますので、忘れないよう申請手続きをお願いします。

1. 申請が必要な方

- (1) 令和3年9月30日（基準日）時点で、高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）のみ養育し、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当のいずれも受給していない方。
 - (2) 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方
（令和3年11月末日までに児童手当の申請手続きが完了した場合は申請不要）
 - (3) 令和2年度に赤穂市から「子育て世帯への臨時特別給付金」を受給していない公務員で、平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの児童を養育する方。
- ※いずれの場合も、主たる生計維持者の所得が児童手当の所得制限内であること

2. 申請方法

子育て支援課の窓口または郵送による申請が可能です。

(1) 窓口による申請の場合

給付金振込希望口座（申請者名義のもの）の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるもの、**個人番号（申請者及び配偶者）がわかるもの**を持参のうえ、子育て支援課までお越しください。

※令和3年1月1日時点で赤穂市に住民票が無い場合は、申請者及び配偶者双方の課税証明書

(2) 郵送による申請の場合

赤穂市のホームページから申請書類をダウンロードし、ご記入、必要書類を同封のうえ、赤穂市子育て支援課まで送付してください。

3. 支給時期について

提出いただいた申請書の内容を確認し、不備がない場合は令和4年1月以降、届け出のあった口座に支給予定です。

4. 申請期限

令和3年12月13日～令和4年3月31日

※新生児の受付期限については、別途お知らせします。

5. その他

児童手当受給世帯等、申請不要な方には12月28日に給付金を支給予定です。

申請不要な方についても、口座相違など申請を求める場合があります。